仕様書

1　業務名

三重県警察学校中央監視装置保守点検業務

2　履行期間

契約締結日から令和９年３月19日まで

3　履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750－１　三重県警察学校

4　監視装置

中央監視装置／アズビル（株）製

ネットワークＢＡシステム（ｓａｖｉｃ－ｎｅｔＦＸ）　１式

詳細は、別紙１「中央監視装置保守点検機器」のとおり

5　業務内容

別紙２「保守点検業務の実施要領」に基づき、中央監視装置のシステム管理状態を確認し、機器の最適な環境維持及び故障発生の予防措置を行う。

6　保守点検回数

１回

7　業務報告及び検査

業務終了後速やかに、完了報告書、作業実施写真等の書類を提出し、発注者の検査を受けること。

8　代金の請求及び支払い

⑴　受注者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。

⑵　発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

9　安全管理

業務の実施に当たっては、発注者の業務に支障のないよう十分配慮するとともに、感電による負傷事故を防止するため、活線作業の禁止及び業務実施前後のテスター、検電器による電源確認を確実に行い、安全管理に努めること。

10　守秘義務

受注者は、発注者が承認した場合を除き、本仕様書に基づく全ての作業において、業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

11　損害賠償

既設建物及び工作物の養生に十分留意し、構内の建物、工作物、備品その他に損害を与えたときは、直ちに報告するとともに、これを賠償すること。

12　その他

⑴　業務の実施に当たっては、事前に実施日、点検者等について通知を行い、その立会い又は指示を受けて作業を実施すること。

⑵　業務に使用する消耗品等に係る経費は、受注者の負担とする。

⑶　軽微な部品交換等は業務に含むものとする。

⑷　本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。

別紙1

中央監視装置保守点検機器

	保守点検対象機器		規　　格	数量	単位
1	PC	監視用パソコン	FMV　ESPRIMO　D7010/E　富士通	1	台
2	LCD	17インチカラー液晶 ディスプレイ	Diamondcrysta　RDT17OLM　三菱	1	台
3	KB／MS	キーボード／マウス	SK－5400　富士通	1	式
4	CLP	カラーレーザープリンタ	ブラザー　HL-L8360CDW	1	台
5	MIS	マネジメント・ インテグレーション・サーバ		1	台
6	SCS	システム・コア・サーバ		1	台
7	UPS	無停電電源装置	THA-1000　GSユアサ	1	台
8	RU	リモートユニット	Infilex－GD. GC	1	式

別紙2

保守点検業務の実施要領

1　定期点検

建物管理データを取得の後、診断を行い、以下の項目の点検を実施して最適な環境を維持すること。

システム名	保守点検機器	点検実施要領	
中央監視装置	PC/監視用PC	1	H／W構成の確認
		2	S／W構成の確認
SAVIC net FX		3	IPアドレスの確認
		4	本体各部のクリーンアップ
		5	内部冷却ファン回転確認、調整
		6	ケーブル・コネクタ類の装着状態確認
		7	インジケータ確認
		8	HDDの異音及び動作確認
		9	CD／DVDドライブの異音及び動作確認
	システム機能	1	各基本機能の確認、調整
		2	各管理機能の確認、調整
		3	各制御機能の確認、調整
		4	各システム機能の確認、調整
	LCD/	1	H／W構成の確認
	カラー液晶ディスプレ	2	本体各部のクリーンアップ
		3	コントラストの確認、調整
		4	輝度確認、調整
		5	ケーブル・コネクタ類の装着状態確認
		6	画面表示確認
	KB/MS/	1	本体各部のクリーンアップ
	キーボード・マウス	2	動作確認、調整
	CLP/	1	H／W構成の確認
	カラーレーザープリン	2	IPアドレスの確認
		3	外観の目視確認
		4	本体各部のクリーンアップ
		5	ケーブル・コネクタ類の装着状態確認
		6	トナー残量確認
		7	印字機能の確認
	MIS/マネジメント・	1	システム設定の確認
	インテグレーション・	2	IPアドレスの確認
	サーバ	3	システム状態の確認

		4	メモリバックアップ機能の確認
			・動作確認
			・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾊﾞｯﾃﾘｰ放電電圧測定による劣化判断
			・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾊﾞｯﾃﾘｰ外観点検
		5	電源断検出ﾚﾍﾞﾙの測定、調整、劣化判断
		6	電源電圧、ﾘｯﾌﾟﾙ値の測定、調整、劣化判断
		7	HDDの異音及び動作確認
		8	本体各部のクリーンアップ
		9	データファイルのバックアップ
		10	ケーブル・コネクタ類の装着状態確認
		11	内部冷却ファン回転確認、調整
	SCS/システム・コア・サーバ	1	システム設定の確認
		2	IPアドレスの確認
		3	システム状態の確認
		4	メモリバックアップ機能の確認
			・動作確認
			・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾊﾞｯﾃﾘｰ放電電圧測定による劣化判断
			・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾊﾞｯﾃﾘｰ外観点検
		5	電源断検出ﾚﾍﾞﾙの測定、調整、劣化判断
		6	電源電圧、ﾘｯﾌﾟﾙ値の測定、調整、劣化判断
		7	HDDの異音及び動作確認
		8	本体各部のクリーンアップ
		9	データファイルのバックアップ
		10	ケーブル・コネクタ類の装着状態確認
		11	内部冷却ファン回転確認、調整
	UPS/無停電電源装置	1	各部のクリーンアップ
		2	バックアップ動作の確認
		3	電源断検出レベルの測定、調整、劣化判断
		4	UPS出力電圧測定による劣化判断
		5	内部冷却ファン回転確認、調整
	RU/リモートユニット	1	リモートユニットの外観点検
		2	I／Oモジュールの外観点検
		3	警報ランプの確認
		4	電源電圧、リップル値の測定、調整、劣化判断
		5	盤内換気扇の回転確認、調整
		6	メモリバックアップ機能の確認
			・動作確認
			・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾊﾞｯﾃﾘｰ放電電圧測定による劣化判断
			・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾊﾞｯﾃﾘｰ外観点検

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）

を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。